

永田クラブ  
経済研究会  
消費者問題研究会  
厚生労働省記者クラブ  
農林水産省記者クラブへ貼り出し

平成23年7月15日  
内閣府食品安全委員会事務局

## 食品安全委員会が自ら行う食品の安全性に関するリスク 評価の対象案件候補の募集について

食品安全委員会では、リスク管理機関からの要請がない場合でも、国民の健康への影響が大きいと考えられるもの等について、自らの判断により食品の安全性に関するリスク評価を行っているところです。

平成23年度の案件の選定に当たり、別紙のとおり広く国民の皆様から案件候補を募集いたしますので、お知らせいたします。

**【本件連絡先】**

内閣府食品安全委員会事務局  
勧告広報課 河村、三浦  
電話：03-6234-1146

平成23年7月15日  
内閣府食品安全委員会事務局

### 提案募集

#### 食品安全委員会が自ら行う食品の安全性に関するリスク評価の対象案件候補を募集します

#### 概要

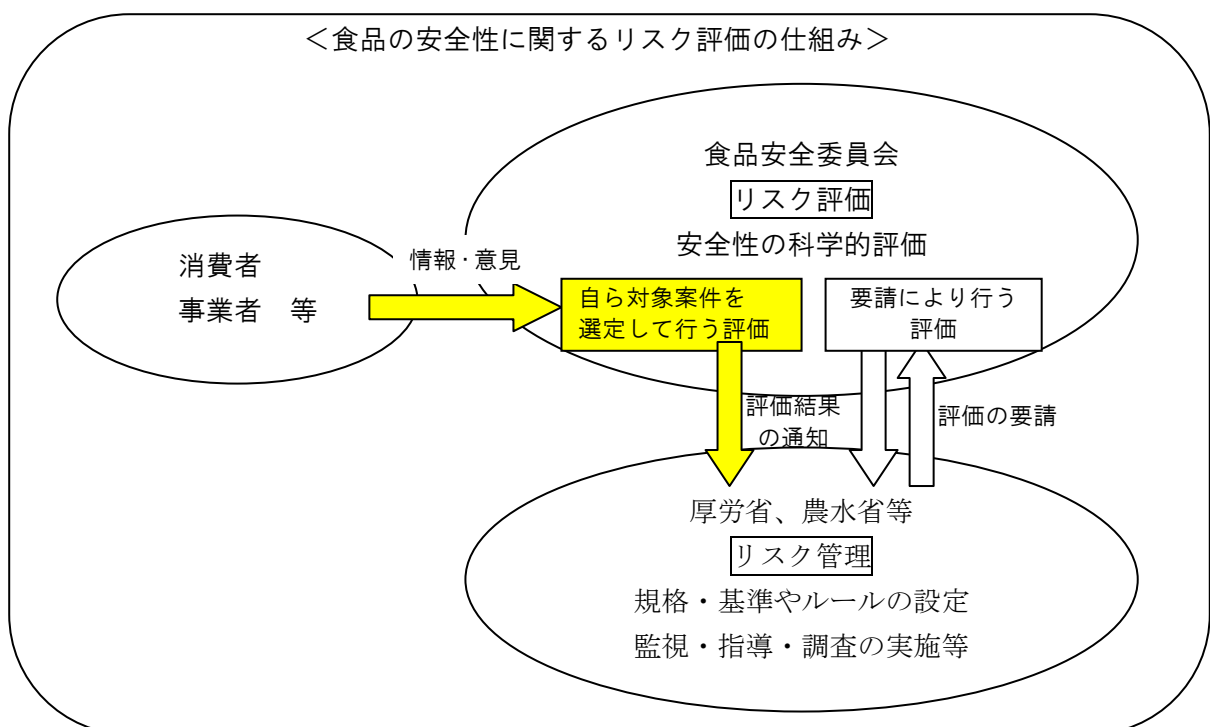
食品安全委員会は、食品の安全性を確保するため、科学的見地から、食品に含まれる様々な物質や生物等を摂取することによる人の健康への影響に関するリスク評価（食品健康影響評価）（例：ある物質が健康に悪影響を及ぼさない量の設定）を行っています。その結果を踏まえ、厚生労働省、農林水産省等は、食品の安全性が担保されるように規格・基準値やルール（例：野菜の残留農薬の基準等）の整備、監視・指導・調査の実施等を行っています。

食品健康影響評価については、厚生労働省、農林水産省等からの要請により行う評価（例：新たな食品添加物を使用する場合等）のほか、リスク評価の対象案件を自ら選定して行う評価（自ら評価）もあります。食品安全委員会は、食品健康影響評価を行ったときは、評価結果を関係省庁に通知し、適切なリスク管理措置の検討等を要請します。

今般、食品安全委員会では、「自ら評価」の対象案件を選定するに当たり、広く国民の皆様から案件候補の募集を行うことといたしました。皆様方におかれましては、日々の食生活を通じ、食品健康影響評価の実施が必要と考えられる食品やこれに含まれる物質、生物等がございましたら、積極的に御提案ください。

頂いた御提案は、食品安全委員会内での今後の検討に活用させていただきます。評価対象案件は、別添の基準に従って、国民の健康への影響が大きいもの等が選定されることになります。

なお、これまでに食品安全委員会が自ら案件を選定して行った評価の実施例や昨年度頂いた御提案に関する審議結果については、[ホームページに掲載しています](#)。



## 案件候補の提出方法

電子メール、ファックス又は郵送のうちいずれかの方法で次の事項を記入の上、提出してください。なお、電話による御提出は御遠慮ください。

### 【記入事項】

- 【1】 案件候補名      【2】 案件候補とする理由      【3】 関連する情報等（注）  
【4】 氏名（法人の場合は法人名・部署名等）      【5】 職業  
【6】 電子メールアドレス

（注）以下のような情報をお持ちでしたら、できるだけ詳しく御提供ください。

- ・ 人の健康への影響に関する情報
- ・ 国内外でのリスク評価及びリスク管理の状況に関する情報
- ・ 危害要因がどのような食品にどの程度含まれているか、人がどの程度摂取しているか等に関する情報
- ・ 危害要因が含まれている食品の流通状況に関する情報
- ・ 公表されている研究・調査の報告書、学術論文等があれば、その報告書の名称、論文表題掲載紙の名称・刊号等に関する情報

### 【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課内

「自ら評価の対象案件候補」募集担当 宛

- 電子メールの場合：食品安全委員会ホームページの下記 URL より送信可能です。

<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0313.html>

- ファックスの場合：03-3584-7392

- 郵送の場合：〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 2 2 階

なお、ファックスでお送りいただく場合には、表題を「自ら評価の対象案件候補の募集」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同様の朱書きをしていただきますよう、お願いいたします。

【締め切り】 平成23年8月15日（月）（必着）

### 【提出上の留意事項】

- 提出していただく情報は、日本語によるものに限らせていただきます。
- 提出していただく情報につきまして個別に回答いたしかねますことを御了承願います。
- 対象案件候補につきましては、可能な限り具体的な情報（化学物質等に関する情報、安全性に関する評価が必要と考えられた根拠）を頂くことができれば、より委員会の議論に資するものになると考えております。

#### 【本件連絡先】

内閣府食品安全委員会事務局  
勧告広報課 河村、三浦  
電話：03-6234-1146

## 食品安全委員会が独自に評価対象となる案件を選定する基準

食品安全委員会では、独自にリスク評価を行う対象となる案件を選定する際、以下の（１）の「選定基準」に該当するものの中から、（２）の「配慮事由」に配慮しつつ、国民の健康への影響の程度に照らして優先度を判断することとしています。

なお、（３）の「除外事由」に該当する場合は、案件とはなりません。

### （１）案件候補の選定基準

#### ① 国民の健康への影響が大きいと考えられるもの

現在健康被害が生じていないが、今後被害が生じるおそれのあるもの、又は現在健康被害が顕在化していないが、今後被害の拡大が想定されるものを含む。

#### ② 危害要因等の把握の必要性が高いもの

健康被害が生じているが、科学的知見が不十分であり、危害要因等の把握の必要性が高いもの。

### （２）案件候補の選定に当たっての配慮事由

#### ① 評価ニーズが特に高いと判断される場合

食の安全ダイヤルなどに寄せられた情報等から国民の評価ニーズが特に高いと判断される場合

#### ② 科学的知見が充足されている場合

食品健康影響評価を実施するに足る科学的知見があると判断される場合

(3) 除外事由

① 食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が適切に行われている場合

(例)

- ・既に食品健康影響評価が行われており、評価結果に基づきリスク管理機関において管理措置が講じられている場合
  - ・リスク管理機関が規格基準等を制定している場合（現行の科学的知見に照らして基準の改定が必要と考えられる場合を除く。）
  - ・リスク管理機関において試験研究等が行われている場合
  - ・リスク管理機関が食品健康影響評価を食品安全委員会に要請することを表明するなど、将来対応が行われることが想定される場合
- ② 外部募集等により寄せられた情報で、人の健康に対し悪影響を及ぼすおそれがあることを示す具体的な出所や根拠が示されておらず、また、食品安全委員会においても確認できない場合
- ③ 過去に企画専門調査会で審議されたが対象候補にならなかったもの、又は対象候補として食品安全委員会に報告されたが食品健康影響評価が行われなかったもので、その後、新たな科学的知見が得られていない場合
- ④ 食品健康影響評価を行うことが技術的に困難な場合